

独立行政法人工業所有権情報・研修館 令和3年度計画

令和3年3月

独立行政法人工業所有権情報・研修館

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIIT」という。）における令和3年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 年度計画の期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 産業財産権情報の提供

企業の知的財産活動の基盤でもある産業財産権情報の提供については、ユーザーがインターネットを通じて何時でも、何処でも産業財産権情報にアクセスできるよう、基盤システムである特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の安定的な稼働を図るとともに、普及活動を促進する。また、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館として、国内外の産業財産権情報・文献を引き続き収集し提供する。

（1）産業財産権情報の普及及び内容の充実

①ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供

- ・ 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）及び画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の安定的な運用を図ることにより、定期メンテナンス等に必要な期間を除き、年間ほぼ100%の稼働を目指す。
- ・ J-PlatPat等の産業財産権情報を提供する情報システムについて、サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等をモニタリングし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行う。また、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、正確に記録を残すとともに、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなど、適切に対応する。

- ・ 情報システムやソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、J-PlatPat 等の産業財産権情報を提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。

<特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）>

- ・ 令和元年度に新システムとした J-PlatPat において、「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年3月15日改定）に基づいて特許庁が構築する情報システムとの最適かつ効率的な連携を行い、迅速かつ安定的な情報提供に努める。直近では、公報システム刷新対応開発について、特許庁と連携し、プロジェクトの遅延がないように進捗管理を行う。
- ・ 中小企業等が自社の出願状況等を確認可能とする機能の開発については、令和2年度に行った調査事業の内容を踏まえ、費用対効果や予算状況を考慮しながら、改造の是非について検討を進める。

<画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）>

- ・ 令和2年12月に新たな検索機能を搭載しリリースした Graphic Image Park において、迅速かつ安定的な情報提供を実施する。
- ・ 利便性向上に関するニーズの把握に努め、必要に応じて、その実現に向けたシステム改造に必要な費用の概算を算出し、費用対効果の検討にむけた材料収集を行う。

<産業財産情報提供サービスの利用者の拡大>

- ・ J-PlatPat の利用マニュアル及び簡易マニュアルや、Graphic Image Park の簡易マニュアルを、知財総合支援窓口及び大学、高等専門学校等の教育機関等を通じ広く配布するとともに、ホームページを通じた電子的な提供を行う。
- ・ J-PlatPat 等の利用者拡大のため、J-PlatPat の利用方法を具体的に紹介するセミナーを全国各地で開催する代わりに動画を IP ePlat 等のホームページに掲載するとともに、インタラクティブ型のセミナーをオンライン等で開催する。
- ・ J-PlatPat の一層の普及・啓発を目的とする新たな動画コンテンツについて、令和2年度に実施した調査事業の報告等を参考に利用者のニーズ、媒体、費用対効果の観点等を踏まえ検討を進め、作成する。
- ・ Graphic Image Park については、特許庁とも連携して、令和2年12月にリリースした新たな検索機能や、令和元年度法改正（画像意匠の保護対象拡充）に伴い本ツールによる調査の必要性が高まっていることを強調して周知に努め、ユーザーの利用を促す。

②外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用

<我が国出願人への外国知財情報の提供>

- ・ 産業財産権情報データについて、外国の工業所有権庁から我が国特許庁を經由して確実に収集し、適切に保管管理の上、提供する。
- ・ 米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報について、人手等の翻訳により和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じて提供する。また、J-PlatPat を通じた情報提供実績を確認し、利用者ニーズの把握を進め、費用対効果の観点を踏まえつつ、特許庁とも連携して、必要に応じた見直しを行う。

<我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成>

- ・ 外国における我が国出願人の権利保護に資するため、我が国の公開特許公報の英文抄録（Patent Abstracts of Japan）を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版において諸外国のユーザー等に対しても提供する。
- ・ 日本の特許分類であるFタームを解説したFターム解説、及びF I の解説をしたF I ハンドブックについて、新設あるいは改正された項目の英訳を作成し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにする。
- ・ 日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工・編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を經由して外国の工業所有権庁に提供する。

<外国工業所有権庁への特許等の審査結果に関する情報提供>

- ・ 特許庁の審査結果と出願書類等に関する情報を外国の工業所有権庁の審査官等に情報提供するため、特許庁の電子化された情報を英文化する機械翻訳システムとの連携を円滑に行い、外国の工業所有権庁の審査官等が利用可能な情報提供システムを安定的に運用する。

(2) 中央資料館としての産業財産権情報の提供

- ・ 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館として、国内外の産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権情報の確実な提供を行う。また、我が国特許庁が発行する公報については、発行日即日に全件閲覧可能とする。
- ・ 公報閲覧室に設置されている特許審査官が利用する検索機能と同等の機能を有した高度検索閲覧用機器等の利用にあたって、検索指導員が利用者の先行技術文献

調査・閲覧を支援する。

- ・ 高度検索閲覧用機器の機能と操作方法の理解の促進のため、検索指導員による講習会を原則、毎月開催する。
- ・ 閲覧室利用者を対象に、閲覧サービスの向上のため、サービス内容に関するアンケート調査を実施する。

(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

<審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供>

- ・ 特許庁審査・審判部に提供するため、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献（ミニマムドキュメント）、非特許文献等及び意匠審査に必要な国内外の商品カタログ・パンフレット等の最新の公知資料を確実に収集・管理する。
- ・ 特許庁審査・審判部に提供するため、非特許文献等の図書等購入選定の担当者会議を開催し、その決定に沿って計画的に収集する。
- ・ 収集した技術文献等を蔵書検索システム（OPAC）に登録し、出願人等からの閲覧請求に対し閲覧サービスを迅速に提供する。

<審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と包袋等の保管、貸し出し>

- ・ 特許庁が審査・審判で引用した技術文献を証拠資料として管理するため、紙媒体から電子化し、特許庁の文献データベースに確実に蓄積する。
- ・ 特許庁の出願書類（包袋等）を適切かつ確実に保管し、特許庁からの貸し出し請求に対して迅速に対応する。また、特許庁からの廃棄の依頼に基づき引き渡しを行う。

【成果指標】（アウトプット）

- ・ J-PlatPat マニュアル等の配布件数について、令和3年度は、4万件以上を達成する。

【効果指標】（アウトカム）

- ・ J-PlatPat の検索回数について、令和3年度は、1億6,600万回以上を達成する。【基幹目標】

2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援

知的財産の権利取得・戦略的活用を支援するため、全国47都道府県に設置した知財総合支援窓口及び各専門窓口（産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓

口、海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口)において、中堅・中小・ベンチャー企業等の知財に関する様々な課題に対応するほか、企業が有する経営課題に対して知財面からの支援を実施する。

相談内容や支援内容について分析を行い支援の質の向上に繋げるとともに、各窓口の一体的運用や関係機関との連携を強化することにより、支援機能の強化を図る。

また、知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図るため、地方創生に資するような中小企業等に対して重点的な支援を実施する。

加えて、新たなイノベーションの創出に向けて、公的資金が投入された大型の研究開発プロジェクトや地域の産学連携研究開発プロジェクトに対して、知財戦略策定や権利化等の支援を行う。

企業の経営者層を含む支援の受け手に、知財が事業戦略上有効であることが理解され、支援終了後も自立的に知財を活用した事業成長等が継続できるよう、支援に際しては留意する。

(1) 相談窓口による支援の着実な実施

①知財総合支援窓口を通じたワンストップ支援

- ・ 全国47都道府県に設置した知財総合支援窓口において、中堅・中小・ベンチャー企業等からの知財の権利化や活用等に関する多様な相談にワンストップで対応する。支援・相談に際しては、中小企業等への訪問に加え、ウィズコロナ時代のニューノーマルへの対応としてWEB会議ツールを活用したリモート支援を積極的に行う。また、知財総合支援窓口における支援の好事例をWEBサイトで公表する等の周知活動を行い、新たに知財活動に取り組むユーザーを獲得する。
- ・ 知財総合支援窓口には、全体責任者としての事業責任者を配置することでマネジメント機能を高めつつ、地域に即した相談・支援を行う相談対応者とより高度な課題を支援する支援担当者（以下「相談支援担当者等」という。）を配置し、戦略的な運営を行う。
- ・ 相談支援担当者等の相談・支援の対応力向上のため、各種施策や制度改正等の最新知識を習得させるための研修を実施する。さらに、知財総合支援窓口における相談・支援内容等の機密情報の管理を徹底させるため、情報セキュリティポリシーに則した情報管理に関する研修を実施する。これら研修の実施に当たっては、eラーニングコンテンツやWEB会議ツールを積極的に活用する。
- ・ 相談企業の事業戦略及び知財戦略の構築に対して包括的かつ効果的な支援を行うため、各知財総合支援窓口間の連携強化を図るとともに、INPITの各専門窓口と知財総合支援窓口との一体的運用を進める。また、より高度な経営課題及び事業戦略上の課題に対応するため、弁護士や弁理士、中小企業診断士やデザイン・ブラ

ンドプロデューサー等の多様な専門家を活用するとともによろず支援拠点や商工会・商工会議所等の他の中小企業支援機関をはじめ、日本規格協会（J S A）、地域金融機関等と連携を行う。

- ・ 農林水産分野における知財活用事業者の掘り起こしのため、農林水産省とのより一層の連携を推進し、説明会や研修会の機会を通じての相互の施策ツールの紹介や相談・支援の連携の深化を図る。
- ・ 知財総合支援窓口における支援の質の向上を図るため、相談・支援の内容についての分析を行うとともに、各知財総合支援窓口から提出させる月次報告や地域ブロック担当者からの活動報告等をもとに、改善策の提案等のP D C Aマネジメントを実施する。
- ・ 地域ブロック担当者を通じて経済産業局との密接な情報共有を図り、地域の実情を的確に把握することで、知財総合支援窓口のマネジメントを効果的かつ効率的に実施する。
- ・ 特許庁及び各経済産業局との連携を推進するため、相談情報を適切に共有する。特に、特許庁及び各経済産業局が実施するハンズオン支援との連携を強化する。
- ・ 地域・中小企業支援のより一層の充実を図るため、知財総合支援窓口の在り方について検討する。

②産業財産権手続に関する支援

- ・ 産業財産権相談窓口において、産業財産権手続等に関する相談に対して的確に対応する。
- ・ 相談対応の質の向上を図るため、同窓口配置される相談担当者の知識・能力水準の向上に必要な研修やC S研修を実施するとともに、相談回答例を随時データベースに蓄積し活用することで相談担当者が共有できる体制を一層充実させる。また、ユーザー対応の品質向上のため、満足度を測るアンケート調査を実施する。

③営業秘密・知財戦略の構築支援

- ・ 中堅・中小・ベンチャー企業等からの営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案等に関する専門的な相談に対して、営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザー、弁護士及び弁理士が支援を行う。支援においては、相談企業等への訪問のほか、WEB会議を積極的に活用する。
- ・ 営業秘密管理レベルの向上を確認するため、営業秘密に関する規程整備及び管理体制構築を支援した企業に対するフォローアップ調査を、年度末頃に実施する。
- ・ 営業秘密・知財戦略の重要性の普及・啓発を図るため、I N P I TのホームページやI P e P l a tに掲載する営業秘密・知財戦略に関するコンテンツの拡充や必要に応じたセミナー開催を行うとともに、商工会、商工会議所、地方自治体

その他中小企業支援機関等が実施するセミナーに知的財産戦略アドバイザーを積極的に派遣する。

- ・ 商工会等の関係機関との組織的な連携を強化することにより、相談内容に応じて I N P I T と関係機関が一体となって支援をするなど知財戦略のみならず事業戦略も見据えたより包括的・効果的な支援を行う。
- ・ 営業秘密流出・漏えい事案に関する相談については、事案の内容に応じ、相談者が（独）情報処理推進機構（I P A）又は警察庁への相談を行いやすくするため、I P A 又は警察庁へ必要な情報を取り次ぐ。
- ・ 「営業秘密官民フォーラム」において、相談受付動向等の支援実施情報の提供等を行う。
- ・ 営業秘密に係るタイムスタンプ保管システムについては、令和3年3月31日を以てサービス終了のため、中期計画上の当該項目に関する令和3年度計画はない。

④海外展開に向けた支援

<海外展開知財支援窓口>

- ・ 中堅・中小・ベンチャー企業等からの海外展開における知財戦略策定、知財契約、秘密管理等に関する相談に対して、海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーが支援を行う。支援においては、相談企業等への訪問のほか、WEB会議を積極的に活用する。
- ・ 企業が海外展開する際の知的財産リスク低減等の知財戦略の重要性について普及・啓発を図るため、I N P I T のホームページや I P e P l a t に掲載する海外展開に関するコンテンツの拡充、必要に応じたセミナーの開催や他の中小企業支援機関等が実施するセミナーへの講師派遣等を行う。
- ・ （独）日本貿易振興機構（J E T R O）、（独）中小企業基盤整備機構その他の中小企業支援機関等との連携を強化するため、相談支援案件の共有やセミナーへの講師派遣等を行うとともに、支援先企業の経営課題の共有や各機関の地方支部レベルでの連携を推進する。また、各種支援機関が幅広く参加し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行っている「新輸出大国コンソーシアム」の参加支援機関として、コンソーシアムの窓口である J E T R O と引き続き連携し、支援を行う。
- ・ 支援後、海外展開を実現した企業等に対し、フォローアップ等を実施し、進出後の課題の収集に努める。

<新興国等知財情報データベース>

- ・ 新興国等知財情報データベースについては、令和3年度運用開始の新システムを

安定的に運用する。

- ・ 令和2年度に実施したユーザーニーズ調査の結果を踏まえて、掲載国、掲載情報等を選定する。
- ・ 同データバンクにおいて、掲載国や掲載情報の利用頻度等の指標となるデータを適宜分析することで、ユーザーニーズを継続的に把握し、コンテンツを計画的に充実する。

⑤ I N P I T-K A N S A I における知財支援

- ・ 近畿圏内の中堅・中小・ベンチャー企業からの営業秘密管理や海外展開における知財面での課題に関する相談に対して、I N P I T近畿統括本部（以下、「I N P I T-K A N S A I」という。）に設置した関西知財戦略支援専門窓口の知財戦略エキスパートによる支援を行う。
- ・ 地域の支援ニーズに応じた柔軟な支援を実現するため、近畿経済産業局や大阪府等の地方自治体が実施する相談支援へのI N P I T-K A N S A Iの知財戦略エキスパート等の同行や、国・地域の支援機関・専門人材との連携を一層強化し、内部資源・外部資源を双方向で効果的・効率的に活用しつつ、協働支援を行う。また、近畿経済産業局、地方自治体、地域の商工会・商工会議所や金融機関等との間で、オンラインセミナー等の実施による連携の強化を行い、中小企業等の知財マネジメントの理解増進を図る。
- ・ 世界市場でプレゼンスを発揮する商品・サービスを創出する地域における成長企業の支援の促進及びユーザーニーズに即したサービスの提供を積極的に行うため、近畿経済産業局をはじめ近畿地域の関係機関と連携し、令和2年度に構築した共創基盤（「関西・共創の森」等）に引き続き積極的に参画し、大阪・関西万博を見据えた産学連携や企業間連携による新事業創出支援を試行的に行う。また、近畿地域の関係機関との連携等を通じて、ピッチイベントを開催するなどスタートアップ支援の強化を図る。
- ・ I N P I T-K A N S A Iの支援先企業同士の有機的な連携を推進する環境を構築するため、令和2年度に設置した「知財戦略研究会」において、参画企業同士が相互相談及び情報交換等を行うための定期的な会合を四半期ごとに1回程度開催する。また、各会合での参加者の意見等も踏まえつつ、継続的なフォローアップの有効性等を高める方策等についても検討を行う。
- ・ 近畿地域で地方創生と知的財産をテーマとしたフォーラム（参加者300名程度）を第2から第3四半期の適切な時期に開催する。同フォーラムの開催時期や内容については、近畿地域の関係機関の要望等を聴取し、開催地域の特性も考慮した内容とする。
- ・ 近畿経済産業局、特許庁及びI N P I T本部が提供する施策やサービスの利用促

進を図るため、各機関の事業の実施に積極的に関与する等密接に連携する。

⑥権利取得・戦略的活用支援のための各種情報の提供

<相談ポータルサイト>

- ・ 相談ポータルサイトについては、令和3年度運用開始の新システムを安定的に運用する。
- ・ 支援サービスの質の向上及び窓口業務の効率化に繋げるため、各窓口に寄せられた相談及びその対応について整理・分析し、「よくある質問と回答（FAQ）」の掲載内容の見直しを行う。

<開放特許情報データベースシステム>

- ・ システムの安定的な運用に努めつつ、令和2年度に実施した、利用に関する登録企業へのアンケート調査やヒアリング調査等に基づき、今後のシステムの在り方について検討を行う。
- ・ 知財総合支援窓口等を活用して利用促進に向けた周知活動を行うとともに、開放特許情報データベースに掲載可能な開放特許の収集活動を行う。
- ・ 自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、必要に応じてWEB会議を活用し、開放特許等の利用を促す研修を実施する。

<中小企業等特許情報分析活用支援>

- ・ 中小企業等に対して、研究開発段階、出願段階等の知財活動の段階に応じた特許情報分析等を提供する事業を実施する。
- ・ 知財総合支援窓口を活用した事業にすると共に、事業において創出された、事業・経営に特許情報分析等が役立った事例の周知を図ることにより、経営や事業へ特許情報分析を活用する有用性を広める。

<フォーラムの開催>

- ・ 特許庁と協力し、国内外の知的財産を巡る情勢の変化、例えば、政府の新たな政策、企業等の特徴的な動向、中小企業のニーズ等を踏まえてフォーラムの企画を行い、フォーラムの名称やオンライン配信等の開催方式を含めて検討し、実施する。
- ・ フォーラム開催を周知するため、専用ホームページ、ポスター、SNS、リスティング広告等を活用する。

(2) 中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援

- ・ 地域経済を支える中堅・中小・ベンチャー企業等における知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図るため、中長期的な事業戦略を踏まえた課題の抽出や目標を設定し知財戦略の構築を行う重点的な支援を実施する。
- ・ 重点的な支援においては、弁理士や弁護士、中小企業診断士、デザイン・ブランドプロデューサー等の多様な専門家を積極的に活用し、支援メニューの充実を図る。
- ・ 支援先企業の掘り起こしを行うため、特許庁及び経済産業局との情報交換や意見交換を密に行い、特にハンズオン支援との連携を推進する。また、地方自治体や農林水産省とも情報共有を図りつつ、支援対象の拡充に向けて検討を行う。
- ・ 支援終了後も自立的に知財を活用した事業成長等が継続できるよう、企業の経営者層に対し、知財の事業戦略上の有効性への理解向上に資する支援を実施する。
- ・ 重点的な支援を実施した企業に対して、事業成長上の効果や地方創生への貢献の有無を確認するため、年度末頃にフォローアップ調査を行う。
- ・ 中堅・中小・ベンチャー企業の知財の活用を促すために、事業成長上の効果が認められた事例をWEBサイトに掲載する。また、令和2年度に検討した事例の周知方法について、令和3年度から実施する。

(3) 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援

①大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援

- ・ 公的資金が投入された大型の研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対して、事業化・産業化の実現に向け、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等に資する知財戦略の策定等を支援するため、知的財産プロデューサー（以下「知財PD」という。）を派遣する。
- ・ I N P I Tに知財PDの活動を統括する統括知的財産プロデューサーを配置し、知財PDが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握する。統括知的財産プロデューサーは、知財PDの活動改善のための指導・助言を含めたマネジメントを行うため、派遣先プロジェクトへの訪問のほか、WEB会議を積極的に活用し、知財PDの活動に関する派遣先プロジェクトのリーダー等の評価や要望の聞き取り等を行う。
- ・ 知財PDの派遣（原則3年間）が終了したプロジェクトのうち、追加的な支援によって有望な成果が期待されるプロジェクトを支援するため、外部有識者から構成される「事業推進委員会」における審議結果を踏まえて、必要に応じフォローアップ支援を行う。

②地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支

援

- ・ 特許情報やビジネスモデルツール等の活用による研究開発戦略・事業化戦略への助言等を通じた事業化等を支援するため、事業化を目指す産学連携プロジェクトを推進する大学に対し、産学連携知的財産アドバイザー（以下「産学連携知財AD」という。）を派遣する。
- ・ I N P I Tに産学連携知財ADの活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザーを配置し、産学連携知財ADが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握する。統括産学連携知的財産アドバイザーは、産学連携知財ADの活動改善のための指導・助言を含めたマネジメントを行うため、派遣先大学への訪問のほか、WEB会議を積極的に活用し、産学連携知財ADの活動に関する派遣先大学の責任者等の評価や要望の聞き取り等を行う。
- ・ 令和4年度に向けて、本事業の成果をより広く普及させるための事業見直しの検討、調達手続等必要な準備を行う。

③研修の実施による能力向上と外部有識者によるPDCAマネジメントの実施

- ・ 知財PD及び産学連携知財ADの能力向上を図るため、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を実施する。
- ・ 知財PD及び産学連携知財ADの新規派遣先は、事業推進委員会における審議結果を踏まえて決定する。また、事業推進委員会は、派遣による効果の評価を行い、プロジェクト等に対する知財PD及び産学連携知財ADの派遣継続の可否判断等を行う。

【成果指標（アウトプット）】

- ・ 各窓口及び関係機関との連携件数について、令和3年度は、9千件以上を達成する。
- ・ 重点的な支援を行った企業数について、第五期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計200社以上を支援）を達成すべく、令和3年度は、50社以上を達成する。

【効果指標（アウトカム）】

- ・ 知財総合支援窓口を始めとするI N P I T各窓口の相談件数について、令和3年度は、13万5千件以上を達成する。【基幹目標】

3. 知的財産関連人材の育成

知的財産制度を支える基盤である知的財産関連人材の育成については、「世界最速・最高品質」の審査の実現という特許庁の政策目標の実現に引き続き貢献するとともに、

民間企業等の知財関連人材の育成について、幅広いユーザーニーズに応じた eラーニング教材の開発・提供等について、より積極的に実施する。

(1) 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施

①特許庁職員に対する研修

- ・ 特許庁策定の「研修基本方針」、「令和3年度研修計画」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を着実に実施する。
- ・ 特許庁の「世界最速・最高品質」の審査の実現に必要な研修として、業務上基本となる知識の修得及び能力向上のための階層別研修に加え、外国からの出願への対応能力向上のための研修や幅広い知識・専門性の向上に資する研修を実施する。
- ・ より効率的かつ効果的な研修となるよう、研修カリキュラムの改善課題を抽出するための受講者アンケート調査を行い、アンケート結果の分析及び改善検討を行う。収集・分析したデータ等を特許庁の研修企画専門官等と適宜共有することにより特許庁と連携を図りつつ、全ての研修カリキュラムについて、研修内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性、研修効果等を精査・評価し、適宜改善を行う。

②調査業務実施者の育成研修

- ・ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する法定研修として、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に則り、「調査業務実施者育成研修」を実施する。
- ・ 登録調査機関の調査業務実施指導者に求められる検索報告書の品質管理・指導に関する能力や、特許庁審査官との円滑な連絡調整能力を育成するための「調査業務指導者育成支援研修」を実施する。
- ・ 特許庁の審査官ニーズにより適切に対応できる先行技術文献調査能力及び対話能力を有する調査業務実施者を育成するため、研修講師を務める特許庁審査官から受講者個人に対して、研修の中間段階で受講生に自らの課題を認識させるためのフィードバックを実施する。
- ・ より効率的かつ効果的な研修となるよう、研修カリキュラムの改善課題を抽出するための受講者アンケート調査や研修内容に対する登録調査機関の意見等を踏まえて、研修カリキュラムの内容を精査・評価し、適宜改善を行う。

(2) 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の積極的な展開

①民間企業・行政機関等の人材に対する研修

＜民間企業・行政機関等の人材に対する研修＞

- ・ 民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、民間企業の人材を主な対象にし、①出願品質の向上と効果的な知財戦略を実施できる力を養うことを目的に、特許情報の調査能力を向上するために、審査官のサーチ戦略、進歩性の判断の手法等を共有する研修を実施し、②中小・ベンチャー企業の人材を主な対象に知的財産の保護・活用能力の育成を図るための研修を実施する。③行政機関等を主な対象に知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための研修を実施する。
- ・ 新たな知財学習・習得へのニーズに応えるため、必要に応じて研修カリキュラムの改善等を行う。また、全ての研修において、研修受講生を対象に、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施し、適宜改善を進める。

＜産業財産権制度説明会＞

- ・ 民間企業等の知財部門へ新たに配属された社員等を対象として、制度の概要を中心に各種支援策等もわかりやすく解説する初心者向け産業財産権制度説明会を、特許庁と連携しつつ、オンライン等で開催する。
- ・ 受講者の意見をアンケートにて収集し、次年度の説明会の充実を図る。

② ICTを活用した新たな知財人材育成教材の開発と利活用の推進

＜eラーニング教材の開発と提供＞

- ・ eラーニングの利用の拡大を図るため、企業の知財担当者、研究開発者、経営者層、中小企業支援に関わる専門家等の幅広いユーザーのニーズに即したeラーニングのコンテンツを体系的に開発し、ユーザーに提供する。このため、コンテンツ開発計画を策定し、当該計画に沿ってきめ細やかにコンテンツ開発を行うとともに、ユーザーのニーズに即してコンテンツを体系的に整理し、ユーザーに提供する。
- ・ 教材・システムの更なる改善の方向性を探り、コンテンツ開発計画の見直しの必要性を把握するため、eラーニング教材の利用者アンケートを実施し、回答内容を整理・分析する。

＜ケーススタディ教材の開発と提供＞

- ・ 企業の経営者層等に知財の重要性を訴求するとともに、企業における知財人材育成への利活用を促すため、知財が企業のビジネスにおいて重要な役割を担った事例等を基にしたケーススタディ教材を令和4年度より提供すべく、中小企業等へのヒアリング活動で得られた情報を基に教材を開発する。
- ・ 既存教材を民間企業等において主体的に活用できる環境を整えるため、WEBサイト等を活用して幅広く提供するとともに、これらを利用した研修を実施する。
- ・ ケーススタディ教材を用いる研修では、受講者を対象に、内容の評価、改善要望等

のアンケート調査を実施する。

③若年層に対する知財学習支援

<パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催>

- ・ 学生・生徒等の若年層の知財マインドを醸成するため、全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力しつつ、実施する。
- ・ 学生・生徒が知財に触れる機会を更に拡大するため、大学・学校等に対しソーシャルメディアの活用等により戦略的に情報発信を行うなど広報活動を強化する。

<明日の産業人材の育成に向けた知財学習支援>

- ・ 明日の産業人材として知財学習に取り組む高校生、高等専門学校生等が、知財の保護・活用等の総合的な知財マインドを身につけられるよう、知財力開発校支援事業を実施してセミナーの開催及び教材の提供を行うとともに、参加校を対象にアンケート調査を実施し、事業の成果の把握及び改善を行う。
- ・ 事業の実施にあたっては、専門高校及び高等専門学校を対象に公募を行い、外部有識者で構成される「知財力開発校支援事業推進委員会」にて採択候補を選定するとともに、事業内容の見直しについて審議する。

④海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進

<日中韓の知財人材育成機関の協力事業の推進>

- ・ 中国、韓国の知財人材育成機関が有する知見や経験を活かした知財人材育成を行うため、中国、韓国の知財人材育成機関と協力した知財の専門家や民間企業の知財関係者向けのセミナーの開催や、各国知財人材育成機関が有する知財人材育成に関するノウハウの相互提供等の協力を行う。

<ASEAN諸国の知財人材育成機関等との連携の推進>

- ・ 連携セミナーの開催等の我が国と相手国の双方にメリットがある人材育成に関する協力事業を実施するため、既にMOUを締結しているベトナムの知財人材育成機関等との連携を推進する。
- ・ セミナー開催の要請のあったカンボジア、ラオスについて、知財教育に関するセミナーの実施に向けた準備を行う。

【成果指標】(アウトプット)

- ・ ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数について、第五期中期目標に掲げられた成果指標(期間中に累計50件以上の教材を作成)を達成すべく、令和3年度

は、23件以上を達成する。

- ・ パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募校数について、第五期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計550校以上が応募）を達成すべく、令和3年度は、134校以上を達成する。

【効果指標】（アウトカム）

- ・ ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、第五期中期目標に掲げられた効果指標（期間中に累計8万者以上が利用）を達成すべく、令和3年度は、18,600者以上を達成する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長のリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行う。

1. 業務の効果的な実施

（1）目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント

- ・ 中期目標及び年度目標を達成するため、目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメントを役員会で定める活動モニタリング指標も活用しつつ徹底することにより、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。
- ・ 具体的には、本年度の業務運営を適切に実施するための活動モニタリング指標を令和3年度最初の役員会において決定し、以降の役員会（原則、毎月開催）において、同指標を用いて業務の進捗状況や指標の推移状況を把握し、遅れや課題が顕在化したときには改善策を講ずる。役員会に加えて、幹部会（原則毎週開催する役員、センター長、人材開発統括監及び総務部長で構成される会議）及び定例会（原則毎週開催する幹部会メンバー及び業務担当部長で構成される会議）並びに調達検討会等を通じて業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に改善策を講ずる。
- ・ 次年度計画の策定に当たっては、必要に応じ既存事業を大胆に見直すことにより、限られたリソースの中で最大限の成果を上げるよう努める。

（2）組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用

- ・ 外部有識者等の人材が持つ知見とノウハウを活用するため、事業上の課題や必要に応じて内容の見直しの方向性について外部有識者へヒアリングを実施する等により、業務の効果的な実施を図る。

(3) プロパー職員の採用と育成

- ・ 正規職員（プロパー職員）の登用審査を前提としたテニユアトラック型の契約職員について、OJTを行いつつ、能力・業績評価を実施し、正規職員への登用を目指す。また、業務上の必要性に応じて、新たにテニユアトラック型契約職員の採用を行う。
- ・ プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを含めた人材育成方針等について点検の上、必要に応じて内容の見直しを行い、同育成方針に則って、プロパー職員との面談を実施しつつ、計画的な人事配置や、I N P I Tの中核的な人材として育成するための幅広い内容の研修を行う。

2. 業務運営の合理化

- ・ I N P I Tリスク対応計画に則って各担当において業務を遂行するとともに、情勢変化等に応じて同計画を見直し、改訂を行う。また、多様な働き方を可能とする環境整備やペーパーレス化の推進等の業務プロセスの不断の改善を進める。
- ・ 近畿統括本部や都道府県ごとに設置・運用する知財総合支援窓口の業務の効果的かつ合理的なマネジメントに向けて、引き続き、テレビ会議システムやWEB会議システムなどI C Tの利活用を進める。

3. 業務の適正化

(1) 一般管理費と業務経費の効率化

- ・ 一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第五期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上の効率化を図るため、令和3年度においては令和2年度比で1.3%程度の効率化を図る。

(2) 委託等によって実施する業務の適正化

- ・ 令和3年度に予定されている委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、「調達合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による点検と改善すべき点についての意見に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進する。

- ・ また、契約における透明性と公平性を確保するため、契約監視委員会の活用に加え、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容の充実、調達結果の公表等を行う。

4. 給与水準の適正化

- ・ 給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。
- ・ 給与水準の検証結果等は、ホームページに公表する。

IV 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保

- ・ 「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。
- ・ 財務諸表は、ホームページで公開する。

2. 効率化予算による運営

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき事項」で定めた事項を踏まえて作成した別紙1の令和3年度予算に基づき効率的な運営を行うとともに、年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。
- ・ 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

3. 業務コストの削減

- ・ 管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。

4. 自己収入の確保

- ・ 受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修については、研修実施に必要な実費を精査し、必要と認められる場合は受講料の見直しを検討する。
- ・ 自己収入の確保・拡大を図るための措置を、引き続き検討する。

V その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実・強化

(1) 内部統制の基盤の充実

- ・ I N P I Tの全ての役職員を対象として、内部統制の4つの目的（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）、内部統制の要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応）の理解を促進し、日常の業務への反映を図るための研修を、実施する。研修内容は、事例紹介を重視し実務に役立つものとし、受講者の理解度を測るためのアンケート調査を実施する。
- ・ I N P I Tの業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況について、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、適法性、妥当性及び有効性を診断し、業務運営の適正化や改善に資することを目的として、監査室は、内部監査を実施し、内部監査報告書を理事長に提出する。理事長は、監事の意見を聴取した上で必要な措置を指示する。
- ・ 監事による事業等に関する監査の結果を有効かつ迅速に組織内で生かす観点から監事と理事長・理事の意見交換会を、また、内部監査を効率的に実施する観点から監事と監査室の意見交換会を、原則、2か月に1度開催する。

(2) I N P I Tの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組

- ・ I N P I Tの情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に実施する。
- ・ 全ての役職員にI P A等が提供する情報セキュリティ対策やインシデント発生時の対応等を熟知させる教育を実施する。
- ・ 通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封やURL押下等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等の取組を実施する。
- ・ 業務において情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか等の

情報セキュリティ監査を実施し、報告書を最高情報セキュリティ責任者である理事に提出する。理事は、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を指示するとともに、理事長に報告する。

- ・ I N P I Tが管理・運用する情報システムのセキュリティ対策状況を、ヒアリング等により、確認する。
- ・ I P A等が提供する I N P I Tに関連する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、情報システムの脆弱性等に関する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。
- ・ I N P I Tが管理・運用する情報システムへのサイバー攻撃に対しては、必要に応じて I P A等とも連携しつつ、速やかに対応する。

2. 関係機関との連携強化

- ・ 中小企業等による知財の権利取得や戦略的な活用の支援の更なる強化に向けて、I N P I Tのリソースのみならず、既存の連携機関との一層の連携強化を図りつつ、支援内容の高度化、複雑化を踏まえ、更に新たな機関等との連携拡大等を図る。
- ・ 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、地方自治体や地域関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大するとともに、各都道府県の知財総合支援窓口の運営をはじめ、地域における効果的な業務運営のため、各経済産業局との連携を一層強化する。併せて知財総合支援窓口が地域において知財関連のネットワークの核になり、地域の様々な支援機関（よろず支援拠点等）とのネットワークを強化する。
- ・ 高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくため、特許庁への業務報告、特許庁との人事交流及び業務管理における協力等について、特許庁と密接に連携する。

3. 地方における活動の強化

- ・ 平成29年7月に設置した I N P I T－K A N S A I の設置後の活動状況及び活動成果を分析・評価するため、令和2年度に設置した検証の枠組みを活用して、具体的な分析評価を実施する。
- ・ 分析・評価の結果を踏まえ、業務の効率化に十分留意しつつ、更なる展開の可能性について検討する。その際、地元自治体や経済団体等の協力・支援の可能性や地域における影響・効果を十分に検討する。
- ・ 加えて、I N P I T－K A N S A I の取組が地方創生に実質的な効果があるかどうかを可能な限り厳密に検証したうえで、I N P I T－K A N S A I の強みやリソー

スを客観的に分析し、実質的な効果があるものを優先的に実施していくためにも、E B P M (Evidence-Based Policy Making) の取組を検討する。

- ・ I N P I T－K A N S A I で試行的に取り組んだ結果、成果が見られる事業については、I N P I T全体の事業としての実施の可否についても検討する。

4. 広報活動の強化

- ・ 知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、令和2年度に策定した広報戦略に基づき、広報強化を図る。なお、効果的な広報のあり方については、引き続き検討を行い、必要に応じて戦略の見直しを図る。
- ・ これまでのI N P I Tの支援の成功事例について、令和2年度に検討した効果的な周知方法に基づき、可能なものからWEBサイトでの掲載や、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、地方自治体、地域金融機関等を通じて広報活動を実施するとともに、SNSなどの媒体の更なる活用を進める。
- ・ 中小企業等の経営者層へのアプローチを強化し、I N P I Tの認知度等を高めることにより、利用者の拡充及び知財の重要性についての理解の向上を目指す。具体的には、中小企業等の経営者層向けに知財を活用するポイントや関連するリスクをまとめ、商工会・商工会議所等を通じて、活用を促す。

5. 人工知能（A I）の活用

- ・ 人工知能（A I）を活用した商標相談チャットボットのFAQの充実に加え、特許に関する質問にも回答可能とするべくFAQを準備し、相談チャットボットのサービスの拡充を図る。
- ・ I N P I Tの持つビックデータ（各種支援データ等）の分析における人工知能（A I）の活用についても検討を行う。

6. 大規模災害等発生時の対応

- ・ 自然災害や感染症の発生、突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を点検し、必要に応じて適宜見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。
- ・ 大規模災害発生時に特許庁の業務継続に向けて、必要に応じてI N P I Tが補完的な役割を果たせるよう、特許庁と連携しつつ、業務継続計画（B C P）の策定・見直しの検討を行う。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙1～3

VII 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、30億円とする。

VIII 重要な財産の処分等に関する計画

なし

IX 剰余金の使途

令和3年度において剰余金が発生したときは、翌年度において後年度負担に配慮しつつ、知的財産分野における我が国が取り組むべき政策課題・重要施策等である「産業財産権情報の提供」、「知的財産の権利取得・活用の支援」、「知的財産関連人材の育成」を推進するため、以下の使途に充てる。

1. 産業財産権情報提供の機能向上
2. 審査、審判に関する図書・文献の追加購入
3. 知的財産の権利取得・活用支援の拡充
4. 研修の充実
5. 研修に係る設備の改修
6. 業務用情報システム及びセキュリティの向上

X その他業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

- (1) I N P I Tの各部・センター及び近畿統括本部では、各部署の職員の業務量を把握し、役員は職員の労働時間の増大を招かないよう、必要に応じ人員配置の見直し等の措置を講じる。
- (2) 職員に関する人事異動においては、正規職員の能力とキャリアにもとづく適材適所の配置を行うとともに、外部人材の採用・活用による業務実施体制の強化を図るため、採用から一定期間の後に行う登用審査を経て正規職員に登用することを前提とするテニュアトラックタイプの契約職員の新規採用、専門分野において深い識見と経験を有する契約職員の採用・活用を積極的に進める。

3. 積立金の処分に関する事項

なし

4. その他

本計画については、今後、情勢の変化がある場合には、機動的な対応が可能となるよう適時適切に見直しを行うことがある。

(別紙1) 令和3年度予算

(単位：百万円)

区別	産業財産権 情報の提供 事業	知的財産の 権利取得・ 活用の支援 事業	知的財産関 連人材の育 成事業	共通	合計
収入					
運営費交付金	3,462	5,977	855	817	11,110
複写手数料収入	2	0	0	0	2
研修受講料収入	0	0	100	0	100
目的積立金取崩	0	0	0	0	0
計	3,464	5,977	955	817	11,213
支出					
業務経費	3,195	5,675	704	0	9,574
産業財産権情報の 提供事業経費	3,195	0	0	0	3,195
知的財産の権利取 得・活用の支援事 業経費	0	5,675	0	0	5,675
知的財産関連人材 の育成事業経費	0	0	704	0	704
人件費	269	302	251	20	842
一般管理費	0	0	0	797	797
計	3,464	5,977	955	817	11,213

[注釈]

・人件費については、各事業欄に業務部門の人件費を、共通欄に退職手当相当額を計上している。

・各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙2) 令和3年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	産業財産権 情報の提供 事業	知的財産の 権利取得・ 活用の支援 事業	知的財産関 連人材の育 成事業	共通	合計
費用の部	3,465	5,979	963	819	11,226
經常費用	3,465	5,979	963	819	11,226
産業財産権情報の 提供事業費	3,195	0	0	0	3,195
知的財産の権利取 得・活用の支援事 業費	0	5,675	0	0	5,675
知的財産関連人材 の育成事業費	0	0	704	0	704
人件費	269	302	251	20	842
一般管理費	0	0	0	797	797
減価償却費	1	2	8	2	13
財務費用	0	0	0	0	0
収益の部	3,464	5,979	963	819	11,225
運営費交付金収益	3,462	5,977	855	817	11,111
複写手数料収入	2	0	0	0	2
研修受講料収入	0	0	100	0	100
寄附金収益	0	0	0	0	0
資産見返負債戻入	0	2	8	2	12
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

[注釈]

- ・各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙3) 令和3年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	産業財産権 情報の提供 事業	知的財産の 権利取得・ 活用の支援 事業	知的財産関 連人材の育 成事業	共通	合計
資金支出	3,464	5,977	955	817	11,213
業務活動による支 出	3,464	5,977	955	817	11,213
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支 出	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	3,464	5,977	955	817	11,213
業務活動による収 入	3,464	5,977	955	817	11,213
運営費交付金に よる収入	3,462	5,977	855	817	11,111
複写手数料収入	2	0	0	0	2
研修受講料収入	0	0	100	0	100
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収 入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収 入	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越 金	0	0	0	0	0

[注釈]

- ・各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。